

2020年9月17日  
東北電力株式会社

## 女川原子力発電所および東通原子力発電所の 原子炉施設保安規定変更認可について

当社は、本日、女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町および石巻市）および東通原子力発電所（青森県下北郡東通村）の原子炉施設保安規定<sup>※1</sup>の変更について、原子力規制委員会より認可をいただきました。

今回の変更は、原子炉等規制法<sup>※2</sup>の改正（2020年4月1日施行）による原子力発電所の検査制度見直しに伴うものであり、主な変更内容は以下のとおりです。

- ・原子力事業者による検査や日々の保安活動の明確化に関する事項
- ・原子力発電所の品質管理に必要な体制の整備に関する事項

当社は、原子力発電所の検査制度見直しを受け、2020年5月29日に「原子炉施設保安規定変更認可申請書」を原子力規制委員会に提出しておりました。  
（2020年5月29日お知らせ済み）

また、8月31日には、審査状況を踏まえ、用語や表現の統一といった記載の適正化などを図るために同変更認可申請に関する補正書を原子力規制委員会に提出しておりました。  
（2020年8月31日お知らせ済み）

当社といたしましては、引き続き原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以上

- ※1 原子炉等規制法の規定に基づき、原子力発電所を安全に運転・管理（保安）するために遵守すべき事項（必要な措置）を定め、核燃料物質等や原子炉による災害の防止を目的とし、原子力発電所ごとに規定しているもの。
- ※2 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる放射性物質の放出を伴う災害を防止し、公共の安全を図ることを目的とした法律。